

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

昨年末に必死でふるさと納税した結果、今年は年始から色々届くので、ふるさと納税長者気分を味わえています。

しかし、私の綿密な計画も自然の前では無力でした。

あまおう（イチゴ）が美味しい季節ですので、タイミングをずらして2回楽しめるように計算して申し込んだのですが、1月下旬に届くはずの某市から、「天候不良によりお届け日に遅延が発生しています。収穫次第お送りさせていただきます。」とのメールが。

まあ、そうは言っても来週か再来週には届くだろうと思っていましたが、音沙汰が無く、どうなったかと思っていたら、先週の土曜日にクロネコヤマトが時間差で2回届きました。

一気に8パックのあまおう。イチゴ長者です。冷蔵庫が良い匂いになりました。

ところで、イチゴは果物でしょうか？野菜でしょうか？正解は編集後記に。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

今月は契約書チェックやクレーム対応のご相談が目立ちました。

契約書チェックは、ビジネスをしっかりと理解した上で、そのビジネスに潜むリスク、そのリスクが現実化する可能性、現実化した場合の影響力を見定めて行っています。

京都総合法律事務所の契約書サポートプランはこちらです。

<https://bit.ly/3IKII4H>

クレーム対応には鉄則があります。お客様とクレイマーとの見極めを行い、お客様対応を継続しないこと。この見極めが中々難しく、お客様対応を続けて疲弊してしまうケースが後を絶ちません。

京都総合法律事務所のクレームガードはこちらです。

<https://bit.ly/3r3KEhJ>

#### <目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

---

## 【1】皆様への情報提供

---

### ★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年3月10日（木）15時～16時】（担当：弁護士拾井美香）

テーマ：誹謗中傷・風評被害対応

<https://bit.ly/3u4zFqk>

ネット社会の大きな課題が誹謗中傷・風評被害です。

これまで誹謗中傷・風評被害の最前線に対応してきた弁護士・弁理士拾井美香が、最新の誹謗中傷・風評被害対応についてお話しさせていただきます。

参加無料ですので、お見逃しなく！

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

### ◆カスタマーハラスメント◆

皆様お悩みのカスタマーハラスメント。政府も問題視しており、「顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連携会議」で議論がなされています。

今般、企業向けマニュアルが公表されました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html#h2\\_free8](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html#h2_free8)

カスハラ対応は、窓口担当のメンタルケアと「お客様は神様」神話・「きちんと説明すればわかっていただけるはず」神話からの脱法が鍵です。

今年も「目から鱗」のカスハラ対応セミナーを計画しています。

今まさにカスハラに直面してお困りの場合、

<https://bit.ly/3r3KEhJ>

も参考していただき、なるべく早くお問い合わせください。

お問い合わせはこちらです。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

## ◆労務◆

【2022年10月からパート・アルバイトにも社会保険適用となる範囲が拡大されます】

2022年10月からは、従業員数が100人を超えると、社会保険の適用を受けるパート・アルバイトが生じ得ることとなります。さらに2024年10月からは、従業員数が50人を超える事業所にも、その対象となりますので、今から十分に知識を得ておく必要があります。社会保険の適用となるパート・アルバイトとは…

<https://bit.ly/3u4HZ9h>

【3年目の残業代請求—消滅時効2年の時代はすでに終わっています！】

2020年4月1日以降に働いた分に対応する給料については、消滅時効の期間が3年と改められました。そう遠くない時期には、給料の消滅時効の期間は、なんと5年にまで改められることとなっているのです。それだけでなく…

<https://bit.ly/3u8hBeP>

【パワハラ防止】

2022年4月から中小企業も義務化されるパワハラ防止に関する弁護士伊山正和の解説はこちらです。メディアも関心を持っているようで、大手産業経済紙の取材も受けました。

<https://bit.ly/3ACngLn>

【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。  
具体的な業務内容は次のとおりです。

### ①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

### ②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、最短で即日開設できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

#### ◆広告・販売規制◆

【最終確認画面に必要な表示】

改正特定商取引法の施行に伴い、今年6月1日からは、ECサイトの最終確認画面の注文ボタンの直前に次の事項を表示する必要があります。

- ①分量
- ②販売価格・対価
- ③支払の時期・方法
- ④引渡・提供時期
- ⑤申込みの撤回、解除に関すること
- ⑥申込期間（期限のある場合）

消費者庁のリーフレットもご参照ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_11.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_11.pdf)

「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」にはNG例も紹介されていますので、大変有益です。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_07.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_07.pdf)

当事務所では、広告・販売規制に関するご相談を随時承っております。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

#### ◆知的財産◆

【AIが作った作品の著作権】

AIが作った作品に著作権は認められるでしょうか。

猿がシャッターボタンを押して撮られた写真については著作権が否定されています。

AIは猿と同じでしょうか。

この新しい論点について、アメリカの著作権局（USCO）は2019年に続き著作権を否定しました。

他方、世界を見れば、オーストラリアの裁判所はAIが考案した発明についてAIを発明者と認めることができる可能性があると判断し、南アフリカでは実際に特許も認められているようです。

チェスも将棋も AI が人間を凌駕する時代。

AI が権利に目覚め、人間相手に裁判を起こす日もそう遠くないかもしれません。

ターミネーターのスカイネットが現実のものになってしまいそうですね。

知的財産に関するお悩みは「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://bit.ly/3r2KRBI>

#### ◆その他◆

##### 【わかりやすい文書を作成するコツ】

先月もお伝えしましたが、わかりやすい文書を作成するために有用なのが、文化審議会が建議した「公用文作成の考え方」です。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93651301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93651301_01.pdf)

この 13 点を意識するとグッとレベルが上がると思います。

- ① 一文を短くする。
- ② 一文の論点は一つにする。
- ③ 三つ以上の情報を並べるときには、箇条書を利用する。
- ④ 基本的な語順（いつ・どこで・誰が・何を・どうした）を踏まえて書く。
- ⑤ 主語と熟語の関係が分かるようにする。
- ⑥ 接続助詞や中止法を多用しない。
- ⑦ 同じ助詞を連続して使わない。
- ⑧ 複数の修飾語が述部に掛かるときには、長いものから示すか、できれば文を分ける。
- ⑨ 受身形をむやみに使わない。
- ⑩ 二重否定はどうしても必要なとき以外には使わない。
- ⑪ 係る語とそれを受ける語、指示語と指示される語は近くに置く。
- ⑫ 言葉の係り方によって複数の意味に取れることがないようにする。
- ⑬ 読点の付け方によって意味が変わる場合があることに注意する。

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://bit.ly/3u06BQN>

### 【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://bit.ly/3r3KEHj>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円〜）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://bit.ly/3IKII4H>

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

<基本>

1広告あたり2万7500円（税込み）

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円(税込み)

<代替表現のご提案>

+2万7500円(税込み)

<継続的なご依頼>

月額5万5000円(税込み)で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円(税込み)でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円(税込み)

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://bit.ly/3u4h5li>

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約100社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://bit.ly/3IERdNI>

---

### 【3】セミナー案内

---

【2022年3月10日(木) 15時~16時】(担当: 弁護士 拾井美香)

テーマ: 誹謗中傷・風評被害対策

<https://bit.ly/3u4zFqk>

ネット社会の大きな課題が誹謗中傷・風評被害です。

これまで誹謗中傷・風評被害の最前線に対応してきた弁護士・弁理士拾井美香が、最新の誹謗中傷・風評被害対応についてお話しさせていただきます。

参加無料ですので、お見逃しなく！

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.12 を発行しました。

##### ●特集 パワハラ防止法全面適用

パワハラ防止法が中小企業も義務化。

もし社内でパワハラが起きたら企業はどのように対応すればよいのか。 (弁護士伊山正和)

バックナンバーは…

<https://bit.ly/3IL81Tp>

#### 【編集後記】

2022年2月号、いかがでしたでしょうか？

イチゴは果物か野菜か？

スイカは野菜ですね。

メロンはどうでしょうか？

野菜とは、「食用に供し得る草本性の植物で、加工の程度の低いまま副食物として利用されるもの」と定義されています。

草本性とは、簡単に言うと茎が木にならないことです。

そして、スイカやメロンは、苗を植えて1年で収穫する点で一般的な野菜と同じですので、野菜として取り扱われています。

イチゴも苗を植えて1年で収穫しますので、野菜として取り扱われます。



イチゴを食べ、メルマガを書きながらテレビドラマをチラ見。

今クールは、天才子役は別格として、殿堂向井理さんの婚活する探偵のドラマと吉田鋼太郎さんのグルメなお父さんのドラマが面白かったです。

プロ野球、今年の注目選手は、20歳になった佐々木朗希投手（千葉ロッテマリーンズ）ですよ。

関西マスコミは阪神ではなく Big Boss を追いかけていただき、阪神はとにかく地道に集中してしっかり鍛えてください。

F1 は、ルイス・ハミルトン選手が「Now I'm back!」とツイートしました。

これで役者が揃い、バリエロナでのテストも終わりました。

次はバーレーンでのテストです。

ロシア GP は中止が決まったようです。

ウィルスだけでも手一杯だった人類に戦争が立ち塞がります。

それでも私達は日々の営みを止めるわけにはいきません。

某市から届くヒレスステーキを励みに頑張ります。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)